

社会福祉法人 恵徳会 評議員報酬規程

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人 恵徳会の評議員の評議員会等出席への報酬について定めるものである。

(評議員会等の出席報酬)

第2条

評議員の報酬費については、評議員会出席1回につき5,000円とする。

(交通費)

第3条

交通費は、公共交通機関を利用した時の実費用とする。

(支給方法)

第4条

報酬の支給は、報酬額から源泉徴収税額を控除した額に第3条の交通費を加算した額を給与規程に準じ支給する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日より適用する。